

契約の成立要件等について

第1 消費貸借

1 契約の成立

書面による当事者の合意があるとき、または、当事者の合意と目的物の交付があるときに、契約は成立するものとする。

2 目的物交付前の解除

借主は、(書面による場合であっても)、目的物交付前であれば解除できるものとする。このとき、貸主に損害が生じたときは、賠償すべきものとする。ただし、借主が消費者の場合には、損害賠償できないものとする。

[なお、ここで、損害とは、貸主が当該貸付のために資金調達等の準備をしたこと等により発生した損害を意味し、約定の利息が当然に損害になると解されてはならない。]

3 目的物交付前に一方当事者に法的倒産手続が開始した場合

① 破産の場合

契約は当然に失効する。

② 民事再生・会社更生

【双方未履行双務契約の処理準則を適用(準用)した上、借主に手続が開始した場合に限り、貸主に任意解除権を認める。】または【契約は当然に失効する。】

4 期限前弁済

借主は期限前弁済ができる。ただし、貸主に損害が生じたときは、賠償すべきものとする。ただし、借主が消費者の場合には、損害賠償できないものとする。

[なお、期限までの約定利息が当然に損害になると解されてはならない。]

5 無利息の消費貸借

同じ規律とする。

第2 使用貸借

1 契約の成立

書面による当事者の合意があるとき、または、当事者の合意と目的物の引渡しがあるときに、契約は成立するものとする。

2 目的物引渡し前の解除

借主は、(書面による場合であっても)、目的物引渡し前であれば解除できるものとする。【ただし、貸主に損害が生じたときは、賠償すべきものとする。】

[解除については、5 にまとめており、後述5(1)の、貸主の解除権のうち③と④は、

目的物交付前でも適用される。]

- 3 目的物引渡し前に一方当事者に法的倒産手続が開始した場合
 - ① 破産の場合
当然に失効する。
 - ② 民事再生・会社更生の場合
双方未履行双務契約の処理準則を適用(準用)する。
- 4 使用貸借契約の終了事由
 - ① 返還時期の定めのあるときは、その返還時期の到来
 - ② 使用収益の目的の定めがあるときは、その目的に従い使用収益が終わったとき
 - ③ 契約が解除されたとき
 - ④ 借主が死亡したとき
- 5 契約を解除できる場合
 - (1) 貸主の解除
 - ① 返還時期の定めも使用収益の目的の定めもないときは、いつでも解除できる。
 - ② 使用収益の目的の定めがある場合に、その目的を達するに足りる期間が経過したとき。
 - ③ 【貸主に目的物を使用する予期しない事情が生じ、解除する正当な理由があるとき。】
 - ④ 【借主が、信頼関係を破壊する行為をしたとき。】
 - (2) 借主の解除
 - ① 書面による場合であっても、目的物の引渡し前であれば、解除できる。【ただし、貸主に損害が生じたときは、賠償すべきものとする。】
 - ② 返還時期の定めがないときは、使用収益の目的の定めの有無にかかわらず、いつでも解除できる。
 - ③ 返還時期の定めがあるときでも、いつでも解除できる。【ただし、貸主に損害が生じたときは、賠償すべきものとする。】

第3 寄託

1 有償寄託

(1) 契約の成立

当事者の合意により契約は成立する。

(2) 寄託物引渡し前の解除

- ① 寄託者は、寄託物引渡し前であれば、解除できる。【ただし、受寄者に損害が生じたときは、賠償すべきものとする。】
- ② 受寄者は、寄託物引渡し前の解除は原則できないが、寄託者が寄託しない場合には、一定の要件のもとで解除できる。

- (3) 寄託物引渡し前に一方当事者に法的倒産手続が開始した場合
 - ① 破産の場合
当然に失効する。
 - ② 民事再生・会社更生の場合
双方未履行双務契約の処理準則を適用する。
- (4) 寄託物引渡し後の解除
 - ① 寄託者は、返還時期の定めがないときは、いつでも解除して返還を求めることができる。
 - ② 寄託者は、返還時期の定めがあっても、いつでも解除して返還を求めることができる（662）。【ただし、受寄者に損害が生じたときは、賠償すべきものとする。】
 - ③ 受寄者は、返還時期の定めがないときは、いつでも解除して、返還することができる（663①）。
 - ④ 受寄者は、返還時期の定めがあるときは、やむを得ない事由がなければ、解除して、返還することができない（663②）。

2 無償寄託

- (1) 契約の成立
書面による当事者の合意があるとき、または、当事者の合意と寄託物の引渡しがあるときに、契約は成立するものとする。
- (2) 寄託物引渡し前の解除
 - ① 寄託者は、寄託物引渡し前であれば、解除できる。
 - ② 受寄者は、返還時期の定めがないときは、解除できる。
 - ③ 受寄者は、返還時期の定めがあるときは、寄託物引渡し前の解除はできないが、寄託者が寄託しない場合には、一定の要件のもとで解除できる。
- (3) 寄託物引渡し前に一方当事者に法的倒産手続が開始した場合
 - ① 破産の場合
当然に失効する。
 - ② 民事再生・会社更生の場合
双方未履行双務契約の処理準則を適用(準用)する。
- (4) 寄託物引渡し後の解除
 - ① 寄託者は、返還時期の定めの有無に関わらず、いつでも解除して返還を求めることができる。
 - ② 受寄者は、返還時期の定めがないときは、いつでも解除して、返還することができる（663①）。
 - ③ 受寄者は、返還時期の定めがあるときは、やむを得ない事由がなければ(無償であるから、緩和するか)、解除して、返還することができない。

第4 贈与

1 契約の成立

書面による当事者の合意があるとき、または、当事者の合意と目的物の引渡しがあるときに、効力が生じるものとする。

2 目的物引渡し前の解除

① 受贈者は、(書面による場合であっても)、目的物引渡し前であれば、解除できるものとする。

② 贈与者は、(書面による場合であっても)、目的物引渡し前であれば、受贈者に背信行為があるとき、または、贈与者が困窮状態に至ったときは(この要件は更に検討するものとする)、解除できるものとする。

3 目的物引渡し前に一方当事者に法的倒産手続が開始した場合

当然に失効する。

4 目的物引渡し後の解除

贈与者は、目的物引渡し後であっても、受贈者に著しい背信行為(忘恩行為)等があるときは(この要件は更に検討するものとする)、解除できるものとする。

贈与者による解除がなされたときは、受贈者は、解除時点【または、解除権が発生したとき】における現存利益を返還すれば足りるものとする。

5 負担付贈与の場合

上記規律を適用するほか、性質に反しない限り、双務契約の規定を準用する。

* 「書面」の意義について

要物性に代えて書面を要求しているので、当事者の慎重な意思を確認できる程度の書面が要求されると解すべきである。